



福祉と住環境を考える

ふくてっく

2015年12月  
第89号

特定非営利活動法人

ふくてっく

559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC・ITM 棟 11F エイブルスL  
TEL 06-6614-6800  
mail@fukutech.sakura.ne.jp http://fukutech.sakura.ne.jp/

新たな気持ちで

ふくてっく平成二十六年総会を八月一日に無事に終えました。

昨年、設立二十周年を祝い、新たな気持ちでNEWふくてっくをスタートさせた二十六年度も、みんなが元気に活動することができました。総会では、その内容報告と次年度活動計画が各部から発表され、大変活発な内容を聞く事ができ、とても嬉しく思っています。

少し各部の内容を抜粋すると「ふくてっくのつどい」は、活動目的である「ものづくりの面白さを伝える」事をメインにさまざまな用途の活動場所を模索し続けています。出来るだけいろいろな場所でも多くの子ども達が「つどい」、自然木に触れ創意工夫溢れる作品制作と、工具体験の機会を増やしていきます。そしてもう一つの「つどい」として会員間の交流を促進する取組も発信していきます。

次に安定した活動を続けている「東大阪部会」は、東大阪市での住宅改修費助成事業・介護保険住宅改修の適正検証活動も十年目を迎える毎年度、市との協議を重ねることで随分スムーズに検証が進むようになりました。その成果としてか他市からの住宅改修に関する講習会の依頼も増えました。そして検証以外の取組として、東大阪市における障がい者(児)の住環境改善まで踏み込んで

調査をするという新たな挑戦に着手しています。

「こむねつと事業部会」は、「四本の矢」を打ち出し、多岐にわたる構想をわかりやすく整理し、活動広報を進めました。障がい者における社会情勢を踏まえ、独自の視点で有用な活動に取組んでいます。ハード・ソフト両面からのアプローチが可能な、ふくてっくの強みを活かすための協議を重ねています。ゆつくりですが着実に障がい者にとつての住生活向上にむかって進んでいます。

と、まだまだ成長し続ける三部会「ふくてっくのつどい」、「東大阪部会」、「こむねつと事業部会」ですが、各部メイン活動に関連した多様な試みも始めています。  
「ふくてっく」の元氣バロメーターは各部が活発に活動し、会員が活動に参加、もしくは意見が言える部のあり方であり、少しずつですが良い状態に近づいてきた様に思います。それは会全体の方向性、各部のベクトルがはつきり見えてきたことで、会員もいろいろと関わりやすくなったことが要因では無いかと感じています。そして、対外的にも各部の活動それぞれがふくてっくの「顔(看板)」となりますので、これからも積極的な活動を進めて広報支援にも力を注ぎたいと思います。

その大切な活動も「継続」する事が重要なことであり、二十六年度に蒔いた種(新企画)にみんなの水(協力)をやり、肥料(知恵)を加え、元氣に芽(活動)が出て実(継続)となるまでふくてっくは地道に頑張ります。

最後になります。が二十七年は役員改選の年でしたが、現役員に新たに二名の理事を迎え、新体制で二十七年を有意義な一年にする決意です。これからもどうぞよろしくお願ひします。

理事長 小川 忠雄

- |      |       |       |       |         |      |       |        |        |       |     |
|------|-------|-------|-------|---------|------|-------|--------|--------|-------|-----|
| 秋岡 安 | 稲住 泰廣 | 池端 一義 | 荻田 保志 | 曾我部 千鶴美 | 岡 道信 | 杉浦 史郎 | 清水 麗子  | 中北 清   | 小川 忠雄 | 新役員 |
| (監事) | (監事)  | (理事)  | (理事)  | (理事)    | (理事) | (理事)  | (副理事長) | (副理事長) | (理事長) |     |



画 中北 清

# ふくてつく学習会

十月学習会

## 「障がい者の人権侵害」

その歴史と

今日の課題

講師 弁護士 浅野省三

障がい者の定義は国により異なり、概して発展途上国では概念が狭く、先進国ほど広い。我が国では欧米諸国に比してまだまだ概念は狭く、障害者基本法（第二条）に障がい者の定義がある。これは障害者権利条約の直訳で、文章としてこなれておらず分かりにくいともあれ、障がい者は社会環境の悪化等や、皮肉にも医学の進歩により、確実に増加している。

右記、障がい者の定義は、高齢者にも当てはまるが、高齢者の課題は一定年齢に達してから亡くなるまでの時間限定であり、またその内容も一定範囲に納まるが、障がい者の課題は生まれてから亡くなるまでの、人生のあらゆる課題を包含している。

障がい者の人権に関する法律としては、最上位に憲法と平成二十六年一月二十日に批准された障害者権利条約が位置し、そのもとに

国内法（法律・政令・規則・条例）が整備されている。ご承知のように二〇一一年障がい者自立支援法を改組して障害者総合福祉法、そして二〇一三年に障害者差別解消法が制定された。

しかしながら、障害者差別解消法は、当初に予定していた「禁止法」が「解消法」にトーンダウンしてしまい、

一、合理的配慮義務を本人による意思表示があつた場合に限定し、

二、民間事業者の合理的配慮義務を努力義務に留めているなど、事実上のザル法ともいえるものであり、その効果には限界があるので、根本的な改正が必要とされている。

アメリカのADA法や、カルフォルニア州のPAIのような取組とはほど遠い。また本格的な権利保護と代弁の組織は、残念ながらわが国には存在しない。

障がい者の人権の歴史は、一、長い「差別と迫害」の時代があつた。そこでは障がい者はその労働生産性の欠落ゆえに人間として扱われず、棄民あるいは公然たる存在の末梢が行われていた。

二、やがて近代資本主義に入ると、個の確立から従前の古い共同体が排除・解体され、それまではそれなりに保護されていた障がい者がバラバラとなつてしまい、浮浪に陥る。その結果、障がい者は

近代的貧民問題から発生した社会的処遇問題となつていき、議会制度や公教育、近代医療制度が確立されてゆく中で、逆にこれら制度から排除されていった。

三、戦前の日本では、いわゆる欠格条項によって公民権は剥奪され、公教育からも排除されて、感化院への収容が進んだ。この時代、教育とは労働生産性の育成であり、医療とはすなわち労働力の再生産であつた。

四、戦後になつて、ようやくノーマライゼーションの理念が伝えられたが、それはまだまだ定着していない。

近年、措置から契約制の導入への転換（権利主体性の確立）や障害者総合福祉法、権利条項の批准、差別解消法の制定等が行われているが、問題点が多数存在する。

これまでの文書に示した「ノーマライゼーション」「合理的配慮」「差別的取り扱い」に説明を加えたい。

ノーマライゼーションは、第2次世界大戦後に北欧を中心として全世界に発展した考え方である。「障がい者も居住、仕事、余暇等において、一般市民と同じ水準を確保すべき」という基本理念であり、今日の福祉基本理念をなすものである。

合理的配慮は、障がい者権利条約の第二条に明記され、「障がい者が他の者との平等を基礎として、すべての人

権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するため必要かつ適当な変更及び調整」をいう。（これも英文直訳）ただし、「特別の場合に必要とされるものであり、かつ、均衡を失つた又は過度な負担を課さないもの」とされている。

差別的取り扱いとは、障がい者にとって不利益な取り扱い、または上記合理的配慮の不提供が当たる。

ノーマライゼーションの実践は、入所施設より地域（社会内）における自立生活への移行を目指す施策としてホームヘルパーやガイドヘルパー、ジョブコーチ、ジョブサポーター等の人的支援、バリアフリーの推進といった環境の整備、そして教育面における統合教育等々の諸施策に顕れている。それは、在宅での拘束された生活からの解放でもある。従前施策は、他人に管理された空間の中で生活を余儀なくされたことが見直されたところであるが、一方で、入所施設はその建設や運営に財政的負担が大きく、国の方針はノーマライゼーションを建前としつつ、財政事情が背景にある。

親が子に遺した資産の侵害という古典的なものから、昨今では近親者が障がい者名義のカードを作成して、本人の財産（障がい年金を含む）を侵害するケースが目立っている。また、障がい者就労における劣悪な労働環境などもこの範疇にあたる。

「二、性的虐待」は男女を問わないケースが増えつつあり、施設内におけるケースは密室性が高く、その全容は見えにくい。性的虐待はPTSD（後遺症）を残すことが多く、妊娠という事態となれば、解決課題が多岐に亘ることになる。

「三、刑事事件における権利侵害」については、ノーマライゼーションの理念に伴い、一般社会で生活する障がい者が増加するに伴って、障がい者による犯罪の増加は必然となる。刑事手続きにおいては、普通でも人権は侵害されやすいのであるが、障がい者の場合はより深刻となる。収容施設での経過期間がさらに社会適応性を奪うことにもつながる。そして致命的なことには、刑期終了後のケアが不十分のために再犯率が高くなっている。障がい者による犯罪が多発する結果、ここでも国の財政問題があつて、社会福祉士が関与して障がい者の社会生活をサポートする仕組みを国は期待している。



### 【ADA法】

「障害をもつアメリカ人法」  
一九九〇年制定

「雇用」 従業員一五人以上の事業体は採用・解雇・報酬・昇進・その他の雇用条件に関して障害者を差別してはならない

「交通・運輸」 バス・鉄道など事業体が運行する車両は車いす使用者を含む障害者が容易に利用できなければならない

「公共施設」 不特定多数の人が利用する施設経営者はその設備・サービスにおいて障害者を差別してはならない など

### 【PIA】

権利保護・擁護機関  
一九七八年連邦法に基づきカリフォルニア州の障がい者の権利擁護支援を開始

身体障害、発達障害、精神障害を含む障害をもつ人たちに法的援助などを行う民間の非営利機関。

【ノーマライゼーション】  
すべての人がノーマルな生活が送れる社会にしていこうとする考え方

## こむねっと部会

### — 4本の矢 (コムネミクス) —



こむねっと事業部会は今春、4本の矢を発表した。

最も高い反響を得た①SCP 研究、ようやく社会的認知を得る兆しの見えてきた②福祉サービス第三者評価、部会活動として最も歴史のある③建物定期検査・中長期コンサル業務、そしてものづくり文化を基本とする、ある意味最もふくてっくらしいとも言える④地域環境整備事業だ。発表後の一年を、それぞれふり返って今後を展望してみよう。

SCP 研究では、ゆめ風基金の八幡氏が先導する「障害福祉 BCP 研究会」に参加してきた。同研究会では、昨年の初動に引き続き、本年は対象を絞って具体的 BCP 策定を企図したのだが、残念ながらその域には達しなかった。また、当会が模索する“事業継続の対策”という観点が薄く、専ら災害時対応に終始している。ただ、その中から障がい福祉事業における課題の多くが見えてきたので、これを契機に当会なりの SCP 研究につなげてゆきたい。

福祉サービス第三者評価については、まだ実施には至っていない、国の新ガイドラインの研究や、障がい者権利擁護、社会福祉法人改革動向など、最先端の評価着眼点を追求してきた。いよいよ開花時期が迫っている感があるが、評価態勢の強化が急務となっている。

建物定期検査報告とその延長にある中長期コンサル業務に

ついては、定期検査業務受注の積極的な営業活動は怠っていないなかで、新規のクライアントは獲得していないが、本来目標である中長期コンサルにつながる事案がいくつか持ち上がりつつあることが楽しみだ。

最後に地域環境整備事業は、障がい者の地域生活を支援する環境づくりがテーマであり、これこそが、ものづくりを本分とするわれらの究極課題である。この一年にも、いくつかの試行を、あるものは部会事業として、あるいは中北個人の取組として進めてきた。GH のあり方についての提言も、多数の意見を集約して発信した。そのようななかでこれに呼応するかのようには複数の協力要請を受けている。そろそろ明確な法人体制を確立して化けるべき時期が迫っているのか。

※注釈：BCP と SCP

BCP とは Business Continuity Plan の略。事業活動の広域連携が進む中で、災害等の異変時において、被災の有無を問わず事業の継続が危ぶまれる事態の多発を鑑み、中小企業庁が取組を推奨している。

当会が起案している SCP は、BCP 概念を福祉・医療事業にも適用しようとするもので、災害以外の様々な異変にも留意しており、Service Continuity Planning の略称としている。

中北 清

### — 障がい者施設「連Ⅱ」改修工事 —

昨年の5月頃のこと、社会福祉法人「草の根共生会」が東大阪市内で運営している障がい者施設「連Ⅱ」の改修工事についての相談がこむねっとにありました。部会の業務として私、山本が担当者として初めて「連Ⅱ」に打ち合わせのため伺ったのが平成26年6月末のことです。

「連Ⅱ」は障がいのある人たちのための生活介護の施設で、毎日10数名の利用者の方がオリジナルキャンドルの制作などの作業のために通われています。建物は鉄骨造二階建てで、主に事務スペースにあてていた2階部分を改修して、ショートステイをオープンしたい、という相談内容でした。

ショートステイを始めるにあたり、車いす利用者のために「階段昇降機」を設置することが必要であり、「階段昇降機」を設置するには昇降機として確認申請を行い、完了検査を受ける必要があります。ところが、そのためには平成11年に建設された建物本体が建築確認申請を行っており、完了検査を受けて検査済証が発行されていることが条件になります。役所で確認したところ、建築確認申請書は提出されていましたが、完了検査は受けていないことが判明しました。「階段昇降機」を設置するためには、建物の安全性を確認する必要があります。さらに確認申請書の副本が存在していないので、建設当時の建築基準法に抵触していないかも含め、確認できるような書類を提出するように、東大阪市建築審査課から指導を受けました。つまりは、確認申請を改めて一から作成し、提出するのと同等の作業が必要ということです。

まずは、構造計算書の作成から始めることになりました。構造計算をするに当たり、現状の建物の構造図が無いので、現地で状況を確認する必要があります。調査会社に依頼し、建物の基礎のコンクリートや仕上げ材の一部を破って、構造材の断面や取り付け状況の確認を行いました。そのうえで行った構造計算書も含め「12条報告」という形でまとめて役所に提出。何とか無事に通過した後に実施設計に取り掛かり、ようやく工



基礎断面を確認中



鉄骨断面、取付け状況を確認中

事に取り掛かれたのが7月半ば。役所の検査済証が下りたのが10月13日で、ようやくすべて終わりました。

最初の打合せから完成まで、1年3ヶ月あまりという長い時間のうちで、実際の工事に費やした時間は1ヶ月半くらいです。工事自体は小規模でしたが、改修工事の大変さは規模とは関係ないことを、今回は痛感いたしました。時間も労力もかかりましたが、その分十分な経験をさせていただいたと思っております。

「連Ⅱ」のショートステイ部門は工事終了後すぐに「ショートステイ楓」として開所されました。利用者の皆さんに気持ち良く、そして長く利用されることを願っています。

山本 尚子



工事後の2階居室 (洋室)



階段昇降機  
車いすの利用に配慮して物入の下を空けている

# 東大阪部会

# 新たな取組み

毎年 8 月に東大阪市では、「住宅改修をめざして」をテーマに介護保険住宅改修研修会「スムーズな手続き、適切な計画&工事・・・」2 回、介護支援専門員対象研修会「住宅改修の理解、適切な計画」1 回実施され、その研修会の講師を小川会員・大塚会員（講師デビューです）・清水会員が務めました。また、今年は 8 月 9 月に新たな取組みを実施しました。

## 「寝屋川市介護保険住宅改修施工登録事業所研修会」

7 月 28 日、寝屋川市保健福祉部高齢介護室の係長と担当者の訪問を受けました。要件は、寝屋川市介護保険住宅改修施工登録事業所研修会講師の依頼です。東大阪市や尼崎市での活動実績を知って、寝屋川市の介護保険住宅改修適正化に向けての協力要請でした。

当会は実態を把握した上で課題を明確にし、必要な研修内容をつくるスタンスである事を説明し、申請書類実態調査を 8 月 26 日に 7 名が参加し実施しました。

その結果を踏まえ市と協議したうえ、「介護保険住宅改修に求められるもの」をテーマに 9 月 16 日(水)寝屋川市立保健福祉センターで午前・午後の 2 回、研修会が実施され、講師を小川会員・川北会員・山本会員・清水会員が務めました。研修会の周知の方法により参加者は少なかったのですが、市担当者や参加者には有用な研修会だったとの感想をいただきました。これからも寝屋川市支援事業と位置づけて、継続的な取組をおこなっていきます。



研修会風景（寝屋川市）



研修会風景（東大阪市）



左：講師 小川会員  
右：講師デビューの大塚会員

## 「障がい者の在宅・共同生活援助ホームの生活環境改善調査」スタート

障がい者の自立および施設からの地域移行を促進し、地域福祉の実現を推進するために、障がい者の住まいの環境改善や共同生活援助ホームの整備拡充は大きな課題です。

東大阪市には、私たちが検証活動をおこなっている「高齢者・重度身体障害者住宅改修費助成制度」（以下、改修費助成制度）があります。これは次に掲げる世帯を対象として、必要な住居改善費用を一定限度額の範囲で助成するものです。対象となる世帯は、ア）高齢者（満 65 才以上）の単身世帯 イ）どちらか一方が高齢者の夫婦世帯 ウ）65 才以上の人からなる 2 人世帯（親族関係に限る） エ）65 才以上の人と身体障害者福祉法に規定する障がい者（児）からなる世帯 オ）身体障害者福祉法施行規則に規定する身体障害者 1 級または 2 級に該当する人がいる世帯（ア～エは、65 歳以上の人で対象となるのは要支援または要介護認定者に限る。）このように、一般の住居であれば、介護保険による住宅改修のほか、改修費助成制度等の適用もありますが、共同生活援助事業所に適用されることはなく、これに替わる補助の制度化がなされていません。また、住居であっても、対象となるのは、身体障がいに限られており、知的障がいや精神障がいのほか、内部障がいや難病など多様な現代社会のニーズに対応する制度になっていません。

私どもの視点では、ハード面の適切な改善によって、障がい者の地域生活をより安全・快適にすることができると考えます。改修費助成制度は、自力では十分に住環境の改善を為せない市民に対して、一定制限の下で、公的な援助を施すことによって、地域社会の福祉を向上することを念頭において

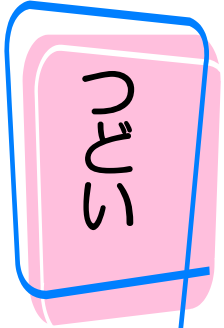
ものですが、制度の発足以来、既に長年月を経過し近年の社会課題に必ずしも適合しているとは言えなくなっています。すなわち現行制度の適用範囲から漏れる困窮課題が多々存在し、これを改めて、新たな制度化を再構築することが急がれます。しかしながら制度改革は、市の担当部局が自主的に企図し推進して行くことは難しく、市民あるいは適切な外部組織からの発信が不可欠です。そして、こうした主張を提言してゆくためには、まず現状を客観的に把握して、潜在する困窮課題を明らかにする必要があります。客観性と第三者性が肝要なのです。

そこで、第三者の立場から、現状の障がい者の住まい環境について、調査研究を企画しました。調査結果が、如何に制度改革を導き得るかは未知数ですが、長期のスパンで取り組んでゆきたいと考えています。障がい者自立支援を展開している複数の事業所に協力いただいて、共同生活援助事業所の現状調査、ヒアリング調査、アンケート調査等を実施し、現状把握のための資料を収集します。

そこで、まず 10 事業所を対象に、プレ調査を実施し、その結果を踏まえて、調査方法を精査したうえで本調査を実施するというステップを踏みます。得られた資料から、普遍的な真実を抽出して、課題展望を報告書としてまとめ、制度改革の要点を導いて、調査に協力いただいた事業所と協働して、社会に発信するとともに行政諸官庁に働きかけます。

プレ調査は 2 名 1 組、5 チームが 8 月 31 日～9 月 9 日の間で 10 か所のグループホームを対象に実施し、年明けには本調査に臨む予定です。





病院木工活動に  
参加して

七月八日(水) 大阪市立総合医療センター、院内学級での木工教室に参加しました。

当日は、小児病棟すみれ七階分教室での木工教室でした。

日頃、入院中の子どもたちは、この教室で朝から授業を受けているようでホワイトボードに一日の時間割が書かれており、入院中も授業を受け、友達とのコミュニケーションがとれるようになっていくことがうかがわれました。

木工教室に参加してくれた子どもたちは、小・中学生合わせて約二十名で、小学生、中学生に分かれ、ふくてっくも二組に分かれて活動を行いました。

私は、小学生教室の方に参加し、子どもたちの木工作業のサポートをしました。

私がサポートした子どもは二名で多分、小学校一、二年生くらいで一人は点滴をしながらの作業でした。

作業が始まると子どもたちの想像力というのは、やはり大人の思うこととは違い、サンプルで準備していた作品を横目にマイペース、マイペースで材料を組み合わせて、積み重ね、悩みながら作っていく、素敵な作品が出来ていきました。

物をつくっていくとき、私たちはいついっ完成形を先に頭に描き、それに向かって物を作っていくものなのですが、私のサポートした子どもたちは、ある程度は作りたものがあつたのですが、例えばそれは、恐竜だったり妖怪ウオッチであったりです。

でも、作っていくながら積み重ね、組立ててみて偶然の中で形が出来ていき、それが最終的には形になる。時間が限られていたもので、その時点で出来たものがその日の完成形になったのですが、多分時間があれば、まだまだ違う物に進化していったのではないのでしょうか？

子どもたちは作品に満足感というより、まだまだ作っていきたく感じました。最近の教材は決められた物を与えられ、みんなあまり変わらぬ完成作品となっていく中、この木工教室は、子どもたちの自由な発想を引出し、ワクワクする体験になると思えました。

今後共、参加させていたいただきながら私自身も学ばせていただきたいと思っております。

最後になりましたが、ご準備いただいた皆様、ありがとうございました。

寺岡春恵



中学生教室の雰囲気は、始めは少し考えて手がなかなか動かない子ども達もいましたが、決まればさすがが中学生！どんどん木片をボンドで貼り付けていきました。(これがなかなか乾かず、固まるまで手が離せず困っている子もいました。)小学生・中学生には同じ形の同数の木片を提供していたのですが、まったく傾向の違う作品ができていました。子ども達の発想の面白いところです。

また事前に準備するサンプルもあまり参考にならずに独創的な作品が多くでき、私たちも大変参考になりました。

最後に子ども達から「時間はかかったが、やりきった所が心に残りました。楽しかったです」とうれしい声をいただき、やはり「ものづくり」は最高！と感じました。

小川忠雄



ストップ機構



歩行



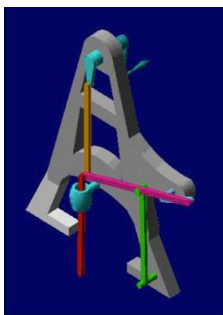
茶運(ちやくみ)人形

「からくりを知ろう」

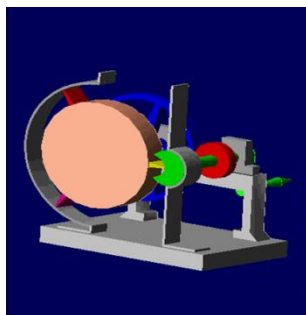
九月十六日(水) 十時三十分から約一時間、大阪市立総合医療センター院内学級の授業として「色々な事を知ってもらおう、体験してもらおう」というテーマで「からくりを知ろう！」を取り組みました。

講師の荻田会員は子ども達にわかりやすく理解してもらうために、試行錯誤してパワーポイントのスライドを作成されました。

「少しでも子ども達の世界が広がるきっかけになればいいな」との思いを胸に、からくりの話がされました。参加した子ども達の年齢に幅もあり反応は様々でした。時間はあつと言つ間に過ぎ、荻田会員自身も久ぶりに緊張したそうです。



回転とクランクの組合せ



回る

- からくりの基本
- 一、回転(回る)
  - 二、スライド  
真直ぐまたは円弧に動く
  - 三、クランク  
回転をスライドへ、スライドを回転に変える
  - 四、カム  
動きの方向を変える

# ニュース

## 共生・共生

### あらたな活動で

五月三十一日(日)鶴見緑地にて、障がい者団体が主催する「六時間共生・共走リレーマラソン」(子ども体験コーナー)に初めて参加しましたが、大変盛り上がる結果となり、凄く楽しい時間を過ごせました。

本大会は今年で二十二回目を迎える歴史ある大会で、これまでも障がい者(児)と共に“をテーマに、障がい者(児)と共に六時間リレーマラソンをしながら、趣旨賛同する各団体がいろいろな体験ブースを出店し盛り上がる!というものです。そこにふくてつくは、木工体験(パーツ自由工作)”として参加しました。

初参加ということもありいろいろとわからない事が多い中、材料準備の時から「何が子ども達に喜ばれるか?」「どんなサンプルを用意すれば良いか?」と数回の打合せを重ねました。パーツ自由工作とは、多種の細かなパーツを準備し、組み合わせることで完成させ



るといふ簡単なもので、障がい者(児)にも「ものづくり」を体験してもらいたいとの考えで試みたのですが、思いとは少し様相が違い…  
ブース前を通り過ぎる方々がサンプルを見て「いいね!かわいいねえ」と立ち止まるのは大人の方が多く、子ども達の数はまばらで…しかし、時間が経つにつれサンプルを横目に興味を持った子ども達がどんどん集まり、そこには大人(女性)も混ざり、用意した作業場所はいっぱいになり、障がい児が見に来ても作業できず参加出来ない…といった場面もありました。そんな中でも参加してくれた障がい児は、ゆっくりでしたが自作品に色付けをして喜んでいました。

またサンプルをみて自分で花博公園内で材料を調達して作品を完成させる方もいました。

バリエーション豊富にいろいろな作品が出来るよう、自然木の他にフェルトや活目(動く目)、紐や毛糸等、引つ掛け金具から吊り金具まで用意したのですが、それが仇となり?大変手の込んだ作品にチャレンジする子どももあり、ふくてつく会員が長時間付きっきりでサポートする場面も見られ、想定や準備しているものがあまり役に立たないこととなり、これもまた自由木工の面白いところですよ。



ちょっと反省する事としては、もう少し大会が行われた鶴見花博公園内を走り(リレー)ながら、自然木工体験をアピールすれば良かったなと感じています。是非次回は仮装?リレーをしながら自然木工体験をアピールし、もっと多くの障がい児とふれあいたいと思います。

今回の初参加をきっかけに本大会を継続したものづくり活動と位置づけ、これからは自然木工のあらゆる手法を使って楽しく「遊ぶ」ことに挑戦していきたいと思えます。

小川 忠雄

## 子どもたちに笑顔を

十一月四日(水)羽曳野市立白鳥幼稚園にて親子木工活動を行いました。

当日は良い天気恵まれ、三十四名の園児たちと楽しく、ものづくりが体験出来ました。

活発にいろいろな取組をしている幼稚園からの相談で実現した木工活動でしたが、その取組意識は非常に高く、こちらも出来るだけ期待に応えられるよう随分と事前協議と内部調整を重ね取り組んだ活動でした。

幼稚園からの要望はのこぎりやかなづちを体験させてみたい、自然木を使って木工ボンドで自由な発想で工作させてあげたいというものでした。当日は園庭に、のこぎり体験コーナー、くぎうち体験コーナー、パーツ工作コーナー、絵付け色塗りコーナートと大きく作業スペースを4つに分け、効率よく園児たちに回ってもらえるよう初試みしてみました。

短い時間でしたが、想定以上の発想力と行動力の中、大変すばらしい作品が多く完成しました。

のこぎり体験では、恐ろながら切り進めてき、切り終えた時の「よっしゃ〜!」のやり遂げた感、笑顔に現れていました。

釘打ちも子どもたちにとっては初めての体験で、両手

で力任せに打つ子や、やさしくコツコツ打つ子と、いろいろな子どもがおり、これも良い体験となったと思います。

その他、木片を使った自由木工では親御さんも一緒に作り、笑顔いっぱい作品作りが始まりました。園児たちは戸惑いもあり迷っている、お母さんから「何にする?」「こんなん出来るよ!」とサンプル片手に親子のふれあいも見ることが出来ました。

こういう自由創作木工をする毎回の事ですが、子ども達の作品には驚かされる事が多いのですが、今回も準備した材料を思いもよらない組合せで作品完成させていました。

「これ何?」(表札でした)つものから、玄関に飾る置物(ふくろう等)まで、これから長く使って頂ける?様な実用的なものもありました。園児たちには動くものが人気で車輪が回り動く車や、枝分かれした材料にゴムをかけ「パチンコ!」を作るあたりは「さすが!すごい発想!」と嬉しくなりました。

そんな多くの作品はふくてつくの今後のサンプルにしたいような…参考にします!

今回はふくてつく会員十三名でのぞみ、各コーナーに別れ取り組みましたが、あつという間に時間が経ち、この活動が初参加の方もいましたが、ふくてつく会員にとつ

ても良い体験となりました。園児たちにはこの体験をきっかけに少しでもものづくりに興味をもつていただき、この中から一人でも将来ものづくりに関わる子が出れば良いなと感じました。

その後、白鳥幼稚園から連絡があり、子ども達の反響が凄く事と親御さんの感謝の言葉を聞く事が出来、大変嬉しく思うことと、これからもお付き合い願えればと願っています。

小川 忠雄



# 「 なんばおにごっこ パート2 」 に参加して

清水 麗子

9月26日(土)大阪難波道頓堀周辺の商店街振興組合の協力をえて『なんばおにごっこ パート2』が開催され、当会の中北さん、稲住さんと参加しました。『おにごっこ』は障がいのある人、老若男女まぜこぜで、まちを楽しむインクルージョン体験型企画です。当会と縁の深いNPO法人ちゅうぶ、障大連、アクセス関西ネットワークが協力して実施しています。

10時になんばグランド花月向かいのジュンク堂前に集合。今年のミッションは、「なんばの歴史とバリアフリーを体感せよ!」バック・トゥ・ザ・フューチャー2の舞台をなんばの街に変えて、デロリアンではなく、くだおれタイムマシンのペロリアンを装着して、ドグ博士!?!と一緒になんばの街の5つの時代エリアをタイムトラベルしながら、その時代にまつわるクイズ・ミッションをチームでクリアしていく企画です。ミッションクリア時にはDESSE(でっせ/レアな通貨)をゲット!難しいミッションほど高額な「ドグ博士!?!と...」DESSEを獲得します。但し、DESSEを狙って、たくさんのオニがなんばの街中から追いかけてきますので、出会った時はジャンケンで勝ってDESSEを守ります。



15時より「とんぼりリバーウォーク」で船上ロックフェスティバルが開催され、一番多くのDESSEを集めたチームが優勝です。残念ながら我チームは、昼過ぎまでの参加でしたので船上ロックを楽しむことはできませんでしたが、参加者が街にとけこんで楽しめた1日でした。



「なんばの歴史とバリアフリーを体感せよ!」

# 会員コラム

## 「 昆虫と植物と私 」

佐藤 祐子

テレビでファーブルについての紹介があり奥本大三郎氏(虫の詩人の館・館長)による解説もあった。私がこの本に出会ったのはフランスの作家によるファーブル自伝からであった。それは奥本氏による全10巻。特に注釈の昆虫の図が素晴らしい本で、信州で枯れ葉のごとき蛾や蟻地獄や蜂に出会った小糸が興味を持ったのかもしれない。



ファーブルは南フランスで生きている昆虫の生態を、その営みを崩すことなく工夫して実験し記録した。農家では昆虫の被害も生態を知る事によって防ぐことが出来たという。昆虫は人間と違って左右対称で、生きていく上に必要な理にかなった素晴らしい体形を持ち、その美しさにファーブルも魅せられ55歳から「昆虫記」の執筆を始め、92歳で亡くなる迄研究をし続けた。ある日、蜂を殺虫剤で殺したら仲間が何匹も家の周りをぶんぶん飛び交い、簡単に殺してはいけなくて強く思った。もし人間が自分の身一つで昆虫に向き合うのならともかく、実際は人間の為に多くの生物が絶滅となっている。彼らのサイクルを崩していく結果、再起不可能な環境となっている。日本では、植物の研究を続けた牧野富太郎博士も数十万点の植物採集とそのあり様を丹念に記録されている。生涯貧しい中で学問をし続けた二人の自然に対する姿勢に深い感動を覚え、是非一人でもこの本に出会ってほしいと願っている。



「牧野富太郎生誕150年」切手 2012年発行  
左よりコオロギラン・ガマズミ・ジョウロウホトトギス

## 「あなのお客様」の会話 十一

秋岡 安



客: マイナンバー始まるね?  
私: 平成二十八年一月からスタートしますね。  
客: どんなものなの?  
私: 社会保障、税、災害対策の三分野の手続きでマイナンバーを使用します。住民票を有するすべての人に対して付与される十二桁の番号です。

客: 赤ちゃんにも?  
私: そうです。外国籍の人でも住民票がある人はマイナンバーが付与されます。  
客: 海外ではなりすましの被害もあるよね?  
私: そうです。こうした海外の失敗例を参考に安全対策を取っていくようです。

客: でももう既に漏えい事故も出てるよね。  
私: はい。住民票にマイナンバーを記載したものを渡してしまったり、通知カードの誤配達などもありました。またマイナンバー詐欺もおこっています。  
客: なんかない不安だなあ。  
私: 社長の会社が従業員さんからマイナンバーを取得した場合、その後は安全管理措置を取る必要があります。もし、漏えいしたら最高四年以下の懲役もしくは二百万円以下の罰則または併科の罰則規定があります。

客: 大変だ。逆に従業員から取得しない場合の罰則規定はあるの?  
私: ありません。行政機関に協力する努力が規定されているだけで、会社には義務も権利もありません。もちろん従業員さんにも届出る義務も権利もありません。  
客: そうなんだ。その逆の報道等がされているよね。義務と言っているよね。  
私: そうなんです。しっかりと勉強しましょう。

参考図書 「いちばんわかりやすいマイナンバー」

榎野村総合研究所 梅屋真一郎 著

■ H27年7月以降 学習会

- 7月 「今からでも遅くない相続税対策」  
講師：秋岡 安 会員 税理士
- 8月 総会（学習会なし）
- 9月 DVD鑑賞「健康体操」  
講師：阪田 凱彦会員 歯科医師
- 10月 「障がい者の人権侵害」  
～その歴史と今日的課題～  
講師：浅野 省三氏 弁護士
- 11月 「シニア 100人調査  
～暮らし向きのリアル～」  
講師：上田 牧人会員
- 12月 住まい情報センター  
「大阪くらしの今昔館」見学



■ H27年度 定例会・学習会予定

- 1月 9日 13:00～17:00  
会 場：大阪市立社会福祉センター  
親睦会（学習会なし）  
会員の今年の抱負発表会
- 2月 6日 13:00～17:00  
会場：弁天町オーク 200 生涯学習センター  
「地域資源(空き建物等)の福祉活用可能性と  
課題 ～意義深いけど容易いことではない～」  
講師：中北 清

ことば・コトバ

【 コグニサイズ 】

コグニサイズとは、国立長寿医療研究センターが開発した運動と認知課題（計算、しりとりなど）を組み合わせた、認知症予防を目的とした取り組みの総称を表した造語です。運動は全身を使った軽く息がはずむ程度で、認知課題はたまたま運動の方法や認知課題自体を間違えてしまう程度の難易度の高い内容です。

和泉秀子



◆ 外部連携 ◆

- 平成二十七年
- 八月九日 「ななごころ庵五周年記念」地域の方も参加され盛況でした。
- 八月二十八日 「青葉園夏祭り」に参加。
- 九月二十六日 「なんばおにごっこ」に参加。
- 十月二十八日 「社会福祉法人制度改革セミナー」（灘尾ホール）に参加。
- 十一月二十二日 左記の前夜祭で「ゆめ風基金BCP研究の発表」に参加。
- 十一月二十三日 「東北関西西ボジティブ生活文化際」に参加。

十一月二十九日 大阪城公園で開催されたチャリティーマラソン「サンタラン」にふくてっくジョギーズの有志が参加。



十一月二十三日 「いけじまふれあい祭り」子ども木工教室で参加。

- 十一月二十三日 「いけじまふれあい祭り」子ども木工教室で参加。
- 十一月二十三日 有志が参加。
- 十一月十日～十五日 中北会員の水彩画が北醉展に出展されました。
- 十月四日 和泉会員が琉球民謡伝協協会関西公演に出演されました。
- 九月二十日 島村会員が奈良の高校生達とヒューマンノートのチャリティーコンサートに出演されました。
- 九月五日 清水会員が大阪市民後見人活動の功績により表彰されました。
- 九月五日 清水会員が大阪市民後見人活動の功績により表彰されました。
- 平成二十七年八月一日 理事会
- 平成二十七年八月一日 総会 役員改選他
- ★ 会員の情報
- ★ 理事會・総會 開催状況
- …事務局より…

NPO 法人ふくてっくとは・・・

ふくてっくには、建築・医療・福祉分野の有資格その他、多岐に亘る専門職が参加しており、お互いの専門領域における見識と誇りを大切にしつつ、相互の研鑽しあう機会を育てています。キーワードは「生活者の視点、当たり前の感覚です。」

是非あなたも仲間に入って、自らの人生を耕しませんか。一度、定例会（原則：毎月第1土曜日、13:30～）にご参加ください。定例会では、会員の活動報告や講師を招いての学習会等を行っています。正会員以外の方が定例会に参加される場合は、参加費 500 円です。

\*会費：入会金/無料

：年会費/正会員 10,000 円、学生会員 3,000 円、通信会員 500 円

\*連絡先：TEL 06-6614-6800

ホームページ <http://fukutech.sakura.ne.jp/>

メールアドレス [mail@fukutech.sakura.ne.jp](mailto:mail@fukutech.sakura.ne.jp)

